



神奈川県弁護士会

民法(債権法)改正セミナー

&

相談会(無料)

平成31年3月13日(水) 13時30分～
神奈川県弁護士会館

民法が改正されると
私たちの生活に影響があるの？
いつ施行されるの？



社会経済の変化への
対応を図った



実に
120年ぶりの改正！

◆セミナー(無料)◆

日 時:平成31年3月13日(水)
13時30分 ～ 15時30分 (受付開始13時～)

内 容:民法(債権法)改正に関する市民向けセミナー

講 師:神奈川県弁護士会所属
山 本 紘太郎 弁護士

◆相談会(無料)◆

日 時:平成31年3月13日(水)
15時30分 ～ 17時00分
(相談時間1人あたり約30分)



<お問い合わせ>

神奈川県弁護士会総合法律相談センター
〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地
電話:045-211-7701 FAX:045-212-0333



※参加希望の方は、インターネット、FAXまたは郵送でお申し込みください。

詳しくは、神奈川県弁護士会ホームページをご参照ください。

FAX : 045-212-0333

郵 送 : 〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

神奈川県弁護士会総合法律相談センター宛

H P : <http://www.kanaben.or.jp/>



民法(債権法)改正セミナー&相談会申込書

◆ 無料セミナーへの参加を申込みます

◆ 無料相談会への参加を (希望します ・ 希望しません)

※どちらかを○でお囲みください。(相談会のみへのご参加はお断りさせていただきます。)

◆ 相談会希望の時間 (①15時30分～ ・ ②16時00分～
③16時30分～ ・ ④希望なし)

※いずれかを○でお囲みください。(先着順のためご希望にそえない場合もございます。)

お名前:

ご住所:

電 話:

F A X :

【応募要項】

- ・参加費は、セミナー・相談会ともに無料です。
- ・参加の受付は、定員(セミナー50名、相談会9名)に達し次第、締め切らせていただきます。先着順の受付となりますので、お早めにお申し込みください。相談会については、お申込み後、郵便またはお電話にて申込受付結果をお知らせします。(セミナーについては、定員をオーバーした場合のみ通知いたします。)

【会場のご案内】

【交通のご案内】

- ◆ JR 関内駅南口、市営地下鉄関内駅1番出口より徒歩10分
- ◆ みなとみらい線日本大通駅1番出口より 徒歩1分

